

沿革

姉崎自動車教習所の歩み

昭和38年5月 商号、(株)姉崎自動車教習所として、本店を市原市椎津1694番地に会社設立。

昭和38年10月 道路交通法第98条第1項の規定により指定自動車教習所として指定を受ける。

平成6年5月 道路交通法第90条の2第1項、第108条の2第1項4、5、8号の規定により、取得時講習の指定を受ける。

平成10年9月 道路交通法第101条の4及び第108条の2第1項第12条の規定により、高齢者講習の指定を受ける。

平成19年4月 道路交通法第99条第1項の規定により大型二輪車に係る指定自動車教習所として指定を受ける。

平成19年6月 道路交通法第99条第1項の規定により中型自動車免許に係る指定自動車教習所として指定を受ける。

令和1年6月 株式譲渡により、千葉構内タクシーグループからSBSホールディングスグループとなる。

令和2年1月 (株)京葉自動車教習所と合併 (株)京葉自動車教習所が存続会社となる